

令和7年度（2025年度）熊本県阿蘇くまもと空港
北海道チャーター便造成費等補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、阿蘇くまもと空港の利用促進並びに新規路線の誘致を図るため、阿蘇くまもと空港を利用する北海道発（新千歳、丘珠）チャーター便の造成に取り組む用機者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助金額等)

第2条 補助金の対象となる経費及びこれに対する補助金額は、次のとおりとする。

補助対象経費	交付決定日が属する会計年度の12月1日から3月31日までに実施する北海道発チャーター便に係る旅行商品の造成、販売及び広報等やこれらに付随する取組み等（北海道チャーター便造成等支援事業）に要する経費。
補助金額	<p>【算定方法】 北海道発チャーター便に使用する機材の座席数に補助単価を乗じて得た額</p> <p>【補助単価】 39,600円/席</p>

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項の規定による添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 北海道発チャーター便の運航区間、実施期間、使用機材の総座席数等が分かる書類
- (2) その他知事が必要と認める書類

(決定の通知)

第4条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第5条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日までとする。

(実績報告)

第6条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第3号様式によるものとする。

2 規則第13条の規定による添付書類は次のとおりとする。

- (1) 北海道発チャーター便の運航等が確認できる書類
- (2) その他知事が必要と認める書類

3 前項の実績報告書の提出期限は、令和8年（2026年）3月31日までとし、その提出部数は1部とする。

（補助金の額の確定）

第7条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

（補助金の請求等）

第8条 規則第16条第1項に規定する請求書は、別記第5号様式（概算払を受けようとするときには、別記第5号の2様式）によるものとする。

2 補助金の概算払を受けようとするときは、請求書に理由書を添付しなければならない。

（証拠書類の保管期間）

第9条 規則第23条に規定する別に定める期間は5年とする。

（雑則）

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和7年（2025年）12月10日から施行し、令和7年（2025年）12月1日から適用する。

別記第1号様式（第3条関係）

令和 年(年)月 日

熊本県知事 様

住 所
申請者
氏 名

令和7年度（2025年度）熊本県阿蘇くまもと空港北海道チャーター便
造成費等補助金交付申請書

令和7年度（2025年度）において、北海道チャーター便造成等支援事業を実施したいので、令和7年度（2025年度）熊本県阿蘇くまもと空港北海道チャーター便造成費等補助金 円を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第3条及び令和7年度（2025年度）熊本県阿蘇くまもと空港北海道チャーター便造成費等補助金交付要項第3条の規定により関係書類を添えて申請します。

別記第2号様式（第4条関係）

交政第 号
令和 年(年)月 日

（申請者の氏名）様

熊本県知事 印

令和7年度（2025年度）熊本県阿蘇くまもと空港北海道チャーター便
造成費等補助金交付決定通知書

令和 年(年)月 日付けで申請のありました令和7年度（2025年度）熊本県阿蘇くまもと空港北海道チャーター便造成費等補助金については、熊本県補助金等交付規則第4条の規定により、下記の条件を付けて金 円を交付することに決定しましたので、同規則第6条の規定により通知します。

記

＜補助の条件＞

- 1 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- 2 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

別記第3号様式（第6条関係）

令和 年(年)月 日

熊本県知事 様

補助事業者 住 所
氏 名

令和7年度（2025年度）熊本県阿蘇くまもと空港北海道チャーター便
造成費等補助金事業実績報告書

令和 年(年)月 日付け交政第 号の交付決定通知に基づき北海道チャーター便造成等支援事業を実施したので、熊本県補助金等交付規則第13条及び令和7年度（2025年度）熊本県阿蘇くまもと空港北海道チャーター便造成費等補助金交付要項第6条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

別記第4号様式（第7条関係）

交政第 号
令和 年(年)月 日

（補助事業者の氏名）様

熊本県知事 印

令和7年度（2025年度）熊本県阿蘇くまもと空港北海道チャーター便
造成費等補助金交付確定通知書

令和 年(年)月 日付け交政第 号で交付決定しました
令和7年度（2025年度）熊本県阿蘇くまもと空港北海道チャーター便造成費等
補助金については、熊本県補助金等交付規則第14条の規定により、下記のとおり
その額を確定しましたので通知します。

記

1 交付確定額	金	円
2 交付決定額	金	円

令和7年度（2025年度）熊本県阿蘇くまもと空港北海道チャーター便
造成費等補助金請求書

令和 年（ 年） 月 日付け交政第 号で確定の通知があつた令和7年度（2025年度）熊本県阿蘇くまもと空港北海道チャーター便造成費等補助金として、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条及び令和7年度（2025年度）熊本県阿蘇くまもと空港北海道チャーター便造成費等補助金交付要項第8条の規定により請求します。

記

請求額　　金　　円

口座振替払	銀行	支店
口座の種類及び番号		
直接払		
送金払		

補助事業者　住 所
氏 名

熊本県知事　　様

令和7年度（2025年度）熊本県阿蘇くまもと空港北海道チャーター便
造成費等補助金概算払請求書

令和 年（ 年） 月 日付け交政第 号で交付決定の通知があつた令和7年度（2025年度）熊本県阿蘇くまもと空港北海道チャーター便造成費等補助金のうち、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条及び令和7年度（2025年度）熊本県阿蘇くまもと空港北海道チャーター便造成費等補助金交付要項第8条の規定により、関係書類を添えて請求します。

記

請求額 金 円

口座振替払	銀行	支店
口座の種類及び番号		
直接払		
送金払		

添付書類

概算払を受ける理由書

補助事業者 住 所
氏 名

熊本県知事 様